

檀原市社会福祉協議会 ふれあい電話訪問ボランティア 募 集 要 項

1. 趣旨

この要項は、社会福祉法人檀原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティアの参加と協力を得て実施するふれあい電話訪問サービス事業の推進を図るため、ボランティア登録について、必要な事項を定めるものとする。

2. 登録要件

- (1) 満18歳以上で、自発的な意思に基づき、ふれあい電話訪問ボランティアに意欲・関心があり、活動できる方
- (2) 檀原市内に在住、在学又は在勤の方

3. 登録方法

次のいずれかの方法により登録するものとする。

- (1) 本会のホームページの「ふれあい電話訪問ボランティア登録フォーム」にて申し込むものとする。
- (2) 別紙の「ふれあい電話訪問ボランティア登録申込書」に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかにより本会へ提出するものとする。

※登録の辞退や登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会へ連絡するものとする。

※登録された方には、後日、個人情報の取扱い等についての誓約書を提出していただきます。

4. 登録者の個人情報

登録者の個人情報は、本会の「個人情報保護に関する方針」に基づき、適正に管理するものとする。

5. 守秘義務の遵守

登録者は、正当な理由なく、その活動中に知り得た利用者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。登録が終了した後においても、同様とする。

6. 登録の取消

本会は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取消すものとする。

- (1) 登録者から、登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) 登録者が死亡した場合
- (3) 登録者として不適切な行為があった場合